平成 25 年度新宿区次世代育成支援に関する調査の概要

1 調査の目的

「新宿区次世代育成支援計画(平成22年度~26年度)」の成果を検証するとともに、区民の子育て支援サービスの利用状況を始め、子どもや子育て家庭の状況・意識を把握し、「新宿区次世代育成支援計画(平成27年度~31年度)」(以下「次期計画」という。)の策定及び保育事業等の推計ニーズ量の把握に資することを目的とし、次世代育成支援に関する調査を実施する。

なお、次期計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含するものである。

2 調査方法・調査対象

調査票の発送・回収ともに郵送(回答は無記名)とし、対象は住民基本台帳に基づ く層化無作為抽出とする(同じ世帯が重複しないよう配慮)。

調査の種類(調査の名称)	調査対象	調査数
①就学前児童の保護者調査	0~5歳の子どもの保護者	2, 500
②小学生の保護者調査	6~11 歳の子どもの保護者	1,500
③中学生の保護者調査	12~14 歳の子どもの保護者	300
④中学生調査 (本人)	12~14 歳の子ども	300
⑤中学卒業後調査(本人)	15~17 歳の子ども	300
⑥若者の意識調査	18~39 歳の区民	1,500
合	∄ +	6, 400

3 調査期間(督促を兼ねた礼状を1回送付)

- (1) 就学前児童保護者及び小学生保護者………7月中旬から2週間程度
- (2) 他の4区分(中学生~若者) …………9月下旬から2週間程度

4 周知方法

広報しんじゅく(平成25年7月5日号に掲載)

5 前回調査(平成20年11月に実施)との主な相違点

(1) 調査期間の変更

前回は上記 6 区分を一括して調査を行ったが、今回は、平成 26 年度中の子ども・子育て支援事業計画策定に向け、その基礎資料となる事業(見込)量を平成 26 年 3 月までに東京都に報告する必要があるため、2 区分(2 - ①及び②)については先行調査を行い、他の 4 区分(2 - ③ \sim 6)については開始時期を約 2 か月延ばして調査を行うこととする。

(2) 調査数の拡大

- ① 上記2-①「就学前児童の保護者調査」 前回調査の1,500件から1,000件増やし、2,500件とする。
- ② 上記 2 ⑥「若者の意識調査」 前回調査の1,100件から400件増やし、1,500件とする。
- (3) 調査の種類及び対象者の変更

上記2-⑥の調査の種類について、前回の「少子社会についての意識調査」から「若者の意識調査」に変更する。併せて、調査対象者について、前回の「18歳から34歳まで」を「18歳から39歳まで」の区民に変更する。

6 各調査の特徴

調査種別・ねらい	調査の主なポイント
①就学前児童の保護者調査	○経年比較調査項目について
・就学前児童の子育ての状況	今後国から示される調査票モデルを参考
・保育園、子ども園、幼稚園、	にしつつ、区が経年で調査している設問(子
学童クラブ等の需要及び潜	育ての楽しさ、つらさ、区における子育ての
在ニーズ	しやすさ、地域とのつながり等) については、
・子育てと仕事のバランス	引き続き調査項目とする。
・社会に対する希望	○現行の次世代育成支援計画に基づき進めて
②小学生の保護者調査	きた区の子育て支援施策について
・小学生の子育ての状況	・利用しやすさが向上したか。
・学童クラブの需要	・利用意向に変化はあるか。
・子育てと仕事のバランス	・現在の区民ニーズに対応するため不足して
・社会に対する希望	いるものは何か。
	○今後の保育園、子ども園、幼稚園、学童クラ
	ブ等のニーズ量の推計について
③中学生の保護者調査	9月下旬頃の調査開始に向け、現在検討中。
④中学生調査(本人)	
⑤中学卒業後調査(本人)	
⑥若者の意識調査	

7 その他

(1) 外国人家庭

「新宿区多文化共生実態調査報告書」を参考としつつ、別途調査について検討する。

(2) 障害児等と家庭

「新宿区障害者生活実態調査」を参考としつつ、別途調査について検討する。